

紙リサイクルの基礎知識

○2026年7月24日（金）

○講師：公益財団法人古紙再生促進センター
業務部業務課担当課長 濱野 彰吾

公益財団法人 古紙再生促進センター



紙リサイクル促進大使
「カミリィ」ちゃんと
「カミリィママ」

古紙の回収・利用の促進を図ることを目的に1974年3月に設立された内閣府所管の公益法人です。製紙メーカー、古紙直納問屋、商社等の協力により運営しています。

事業内容例

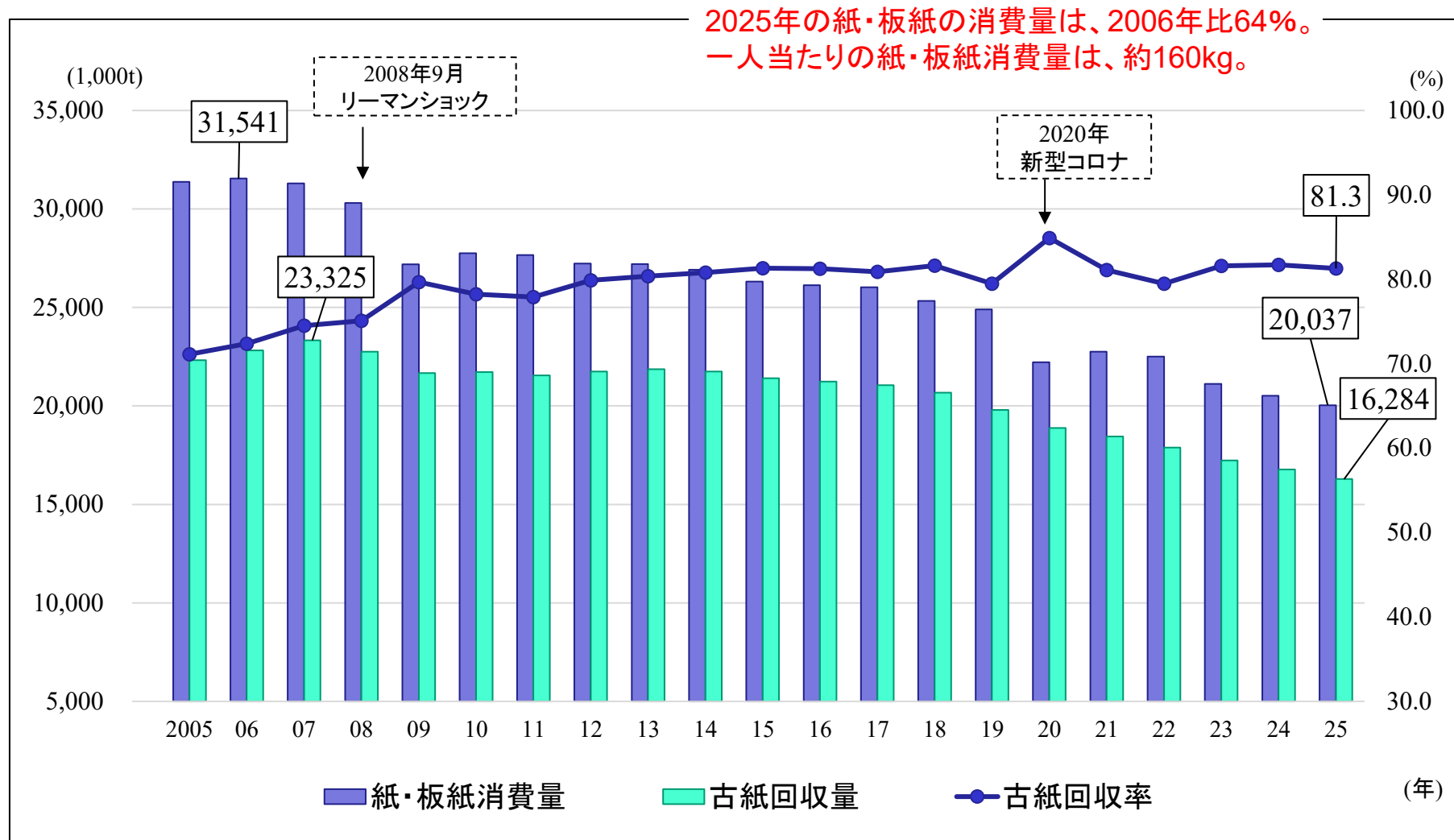
- ・ 広 報 事 業 : 紙リサイクル研修会・出前授業、啓発資料の作成・配布など
- ・ 調査研究事業 : 地方自治紙リサイクル施策調査、オフィス古紙調査など

ホームページアドレス<http://www.prpc.or.jp>

講演内容

1. 紙・板紙消費量、古紙回収量の現状
2. 紙リサイクルの意義
3. 紙リサイクルの流れ
4. 雑がみと禁忌品（製紙原料に向かないもの）

1. 紙・板紙消費量、古紙回収量の現状

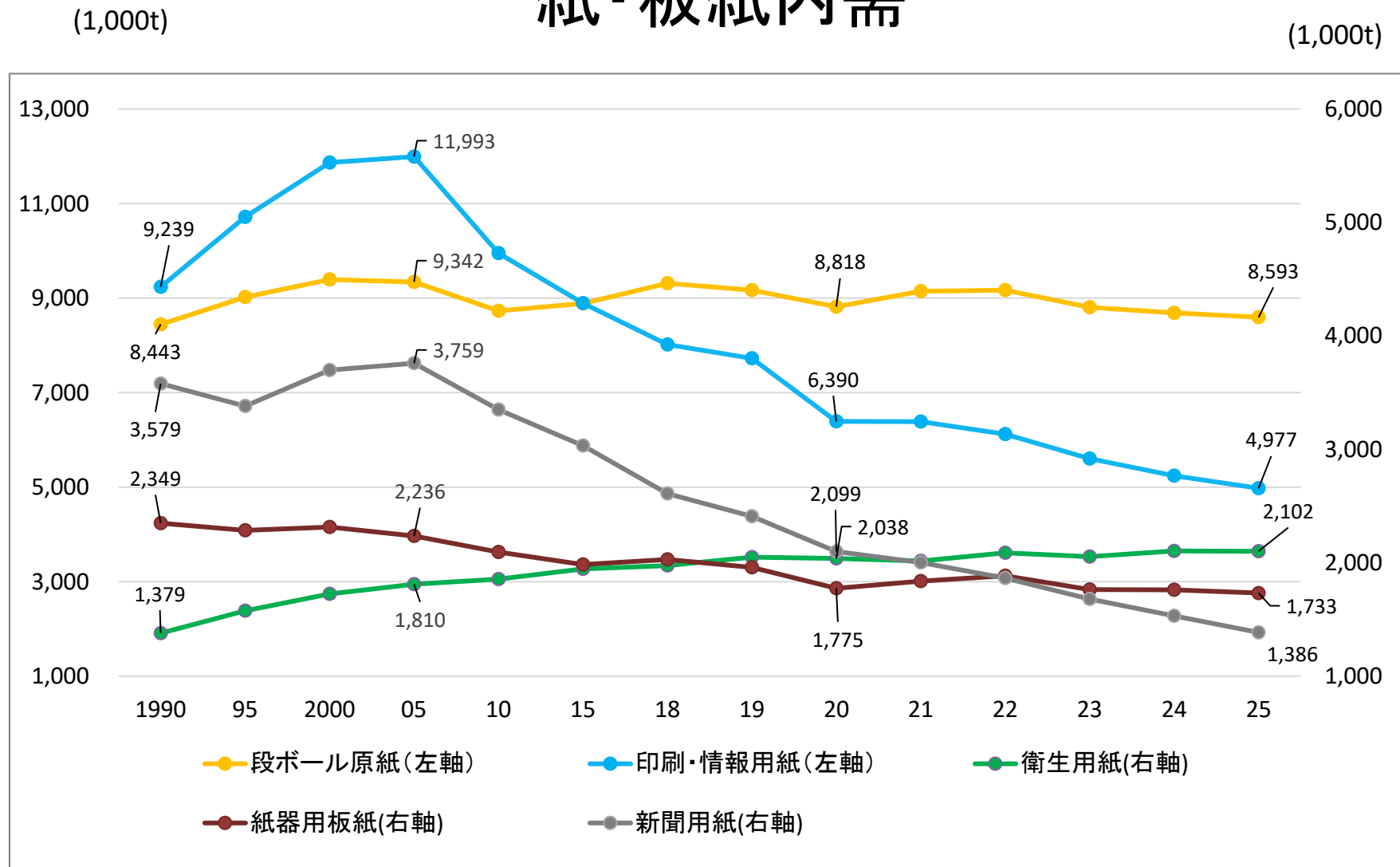


出典：経済産業省生産動態統計年報、財務省貿易統計

$$\text{古紙回収率} = \frac{\text{古紙回収量}}{\text{紙・板紙消費量}}$$

1. 紙・板紙消費量、古紙回収量の現状

紙・板紙内需



出典: 日本製紙連合会「紙パルプ統計」

紙・板紙消費および古紙回収の現状まとめ

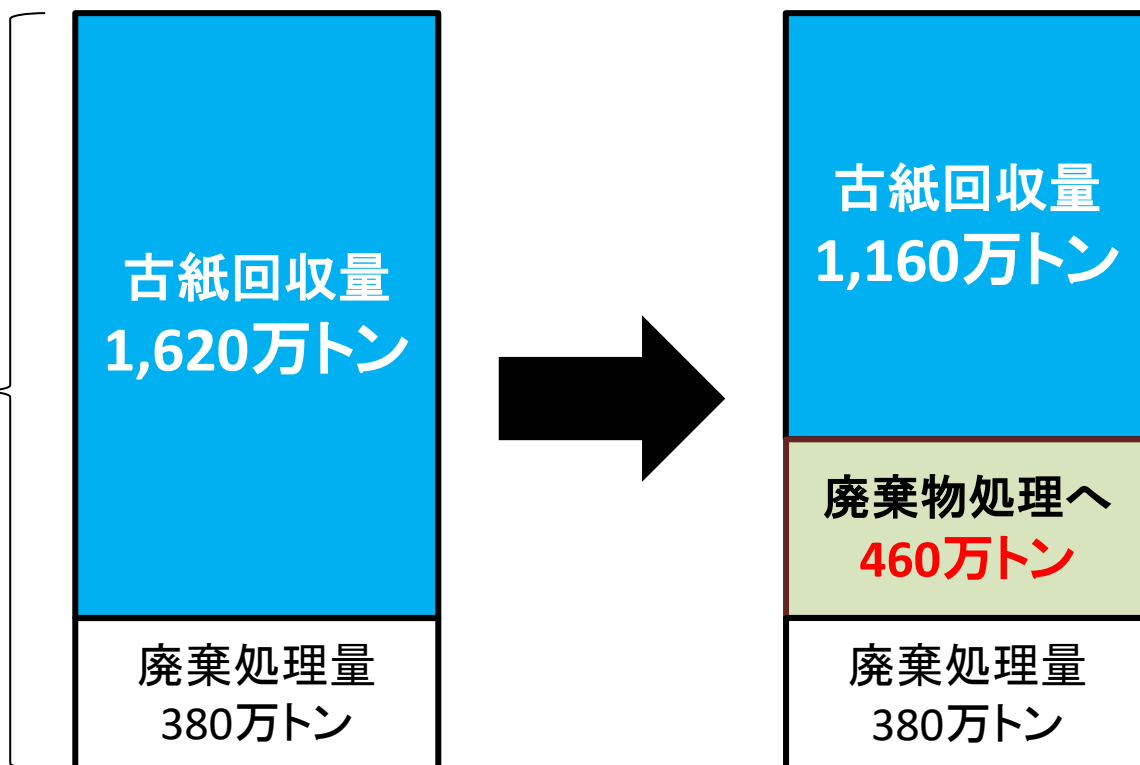
- ①紙・板紙の消費量はICT化や人口減少等の影響により年々減少しているが、それでも一人当たり年160kg消費している。
- ②紙・板紙消費量の減少に伴い、古紙の回収量は減少していく見通しであるが、古紙の種類によって状況が異なり、段ボール古紙や雑がみは微減、雑誌古紙や新聞古紙は大きく減少していくと思われる。
- ③古紙の回収率は、近年80%程度の高い割合を維持している。

2. 紙リサイクルの意義

2025年の
古紙回収率約81%

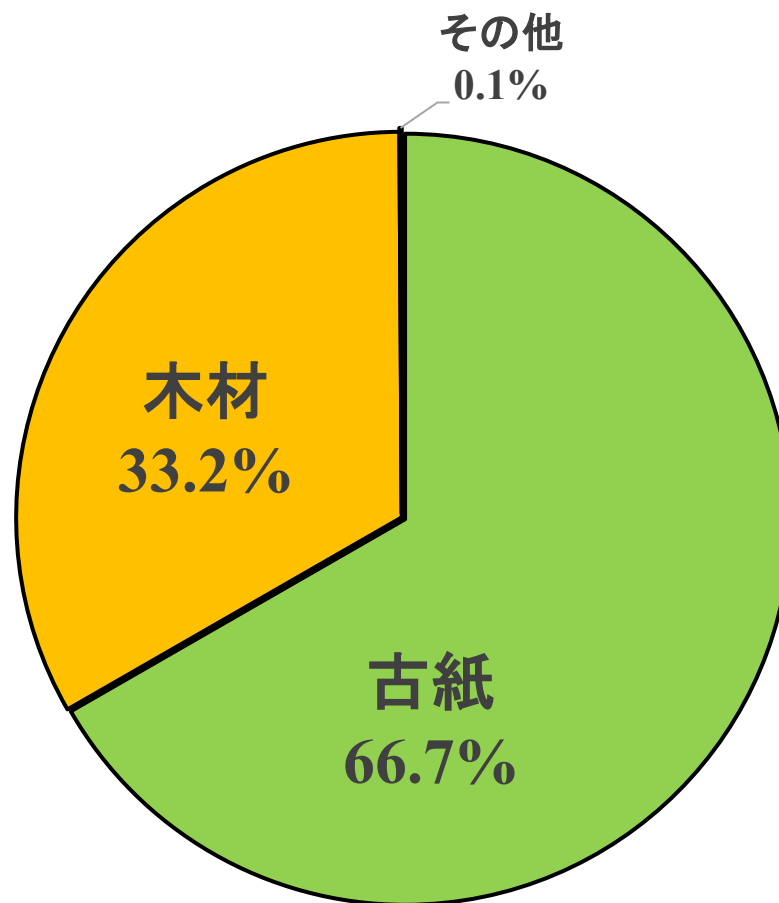
2000年の古紙回収率約58%
のままだったらどうなるか...

2025年の
紙板紙消費量
約2,000万トン



紙リサイクルの進展により、**460万トン**の廃棄物減量化の効果があったといえます。

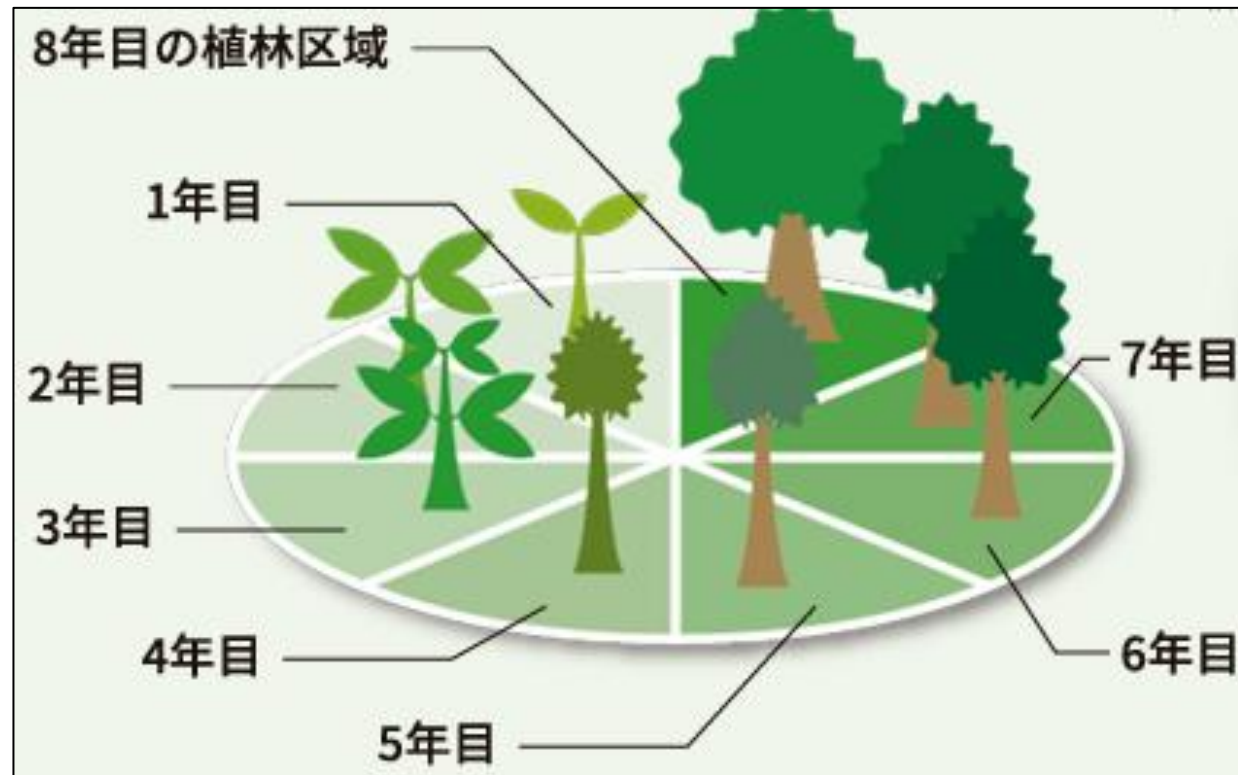
紙・板紙生産における原料割合(2025年)



→古紙は製紙会社にとって、紙・板紙を生産するうえで重要な原料

計画植林概念図

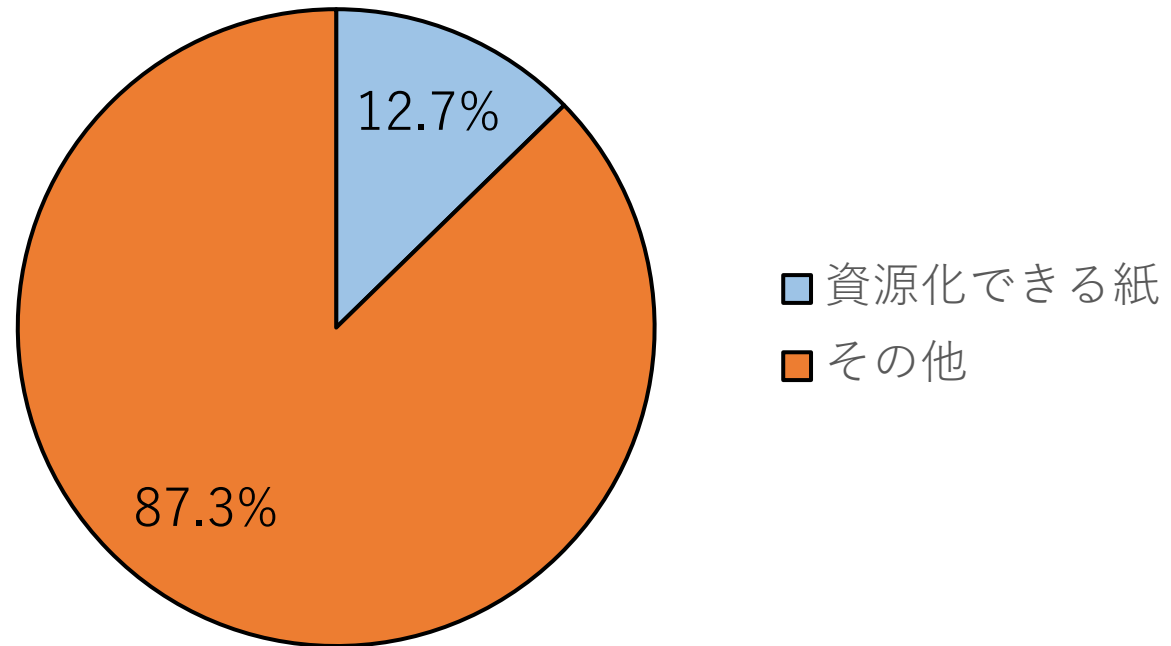
1年目に植林した木を、2年3年4年と育てて、9年目に収穫した後、その土地にまた植林



紙リサイクルの意義

- 廃棄物の減量化
- 森林資源の持続可能な利用
- 製紙原料の安定確保

家庭系可燃ごみに占める 資源化できる紙類の割合



※令和2～3年度に湿ベースでの調査を実施した自治体100市区町村の
データの平均割合

出典：古紙再生促進センター「令和3年度地方自治体紙リサイクル施策調査報告書」

回収余地のある紙(試算)

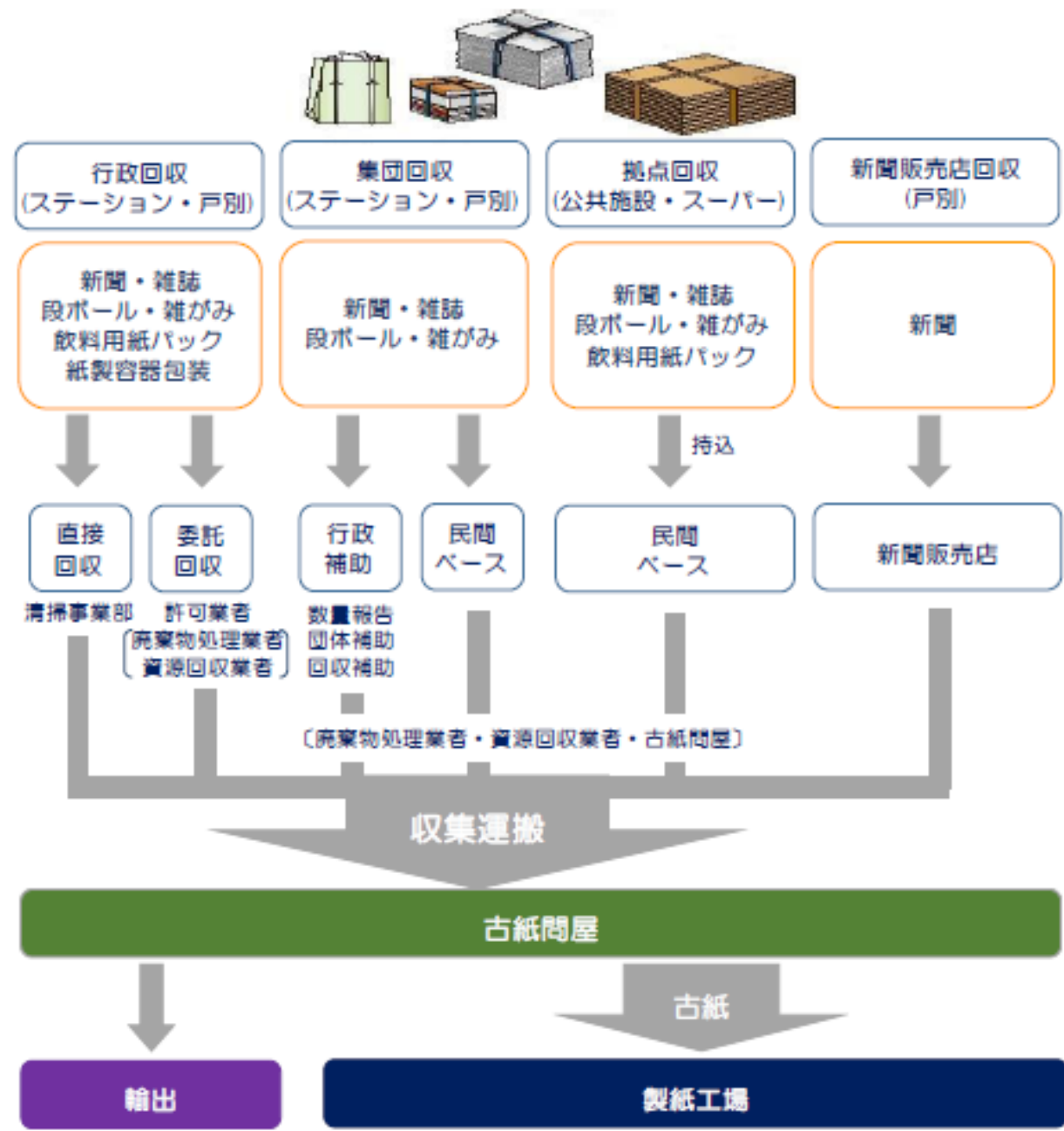
➡ 200～300万トン

備考

- ・2023年の紙・板紙消費量より算出した数量。
- ・回収余地のある紙の多くは製紙原料として利用できるとみています。

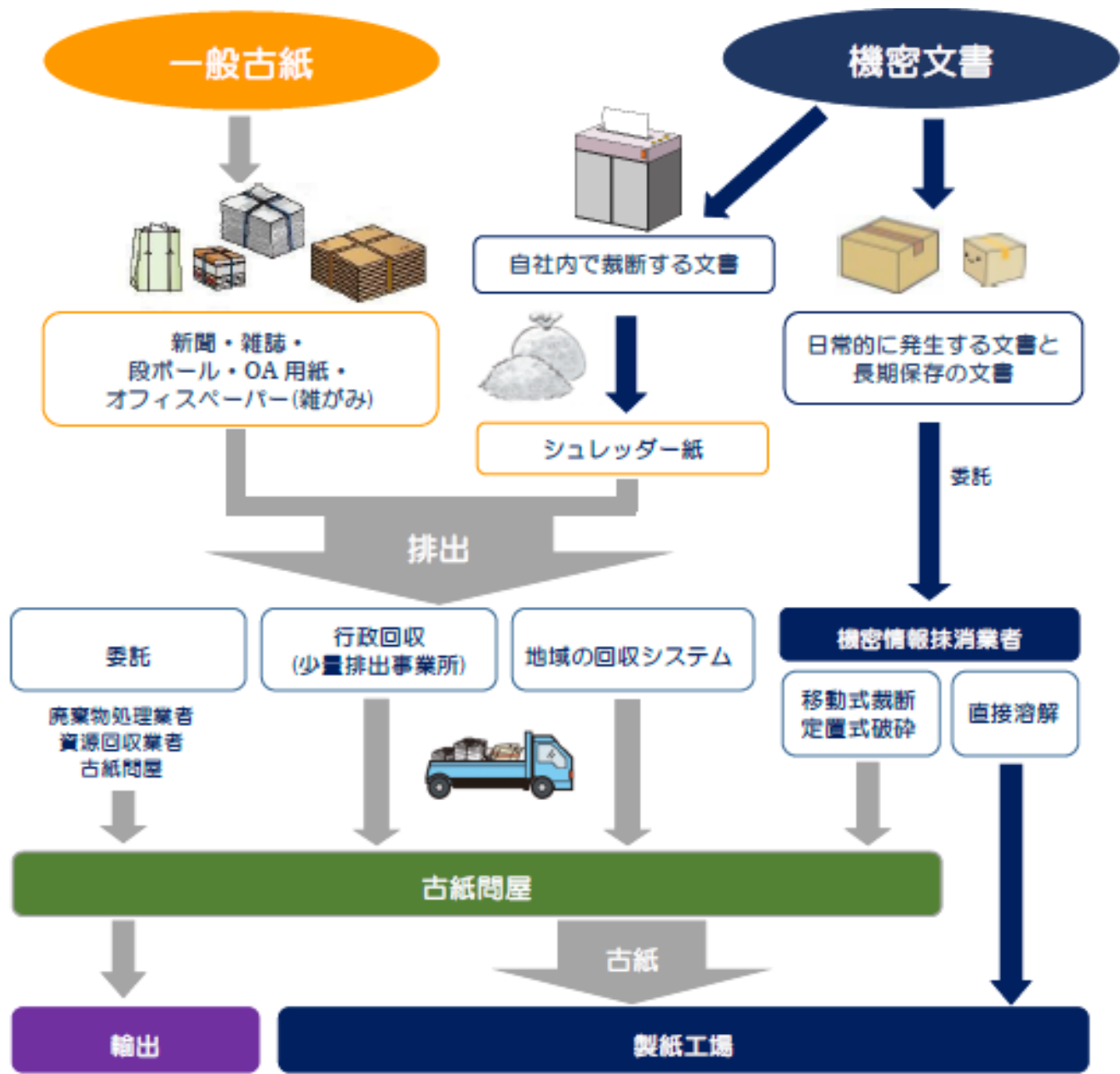
3. 紙リサイクルの流れ

【家庭系】



3. 紙リサイクルの流れ

【事業系】



動画視聴



<https://youtu.be/S3ymNLvs0kc>



家庭系古紙の一般的な分別区分

①新聞 (折込みチラシを含む)



②段ボール

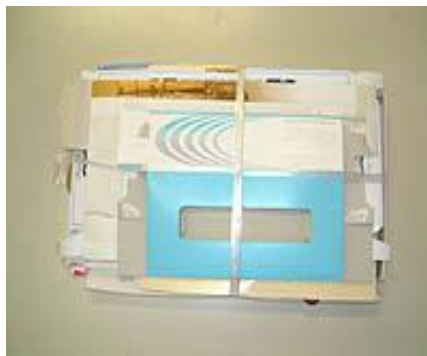


③雑誌・本



④雑がみ

- ・紙箱
- ・紙袋
- ・封筒
- ・コピー用紙
- ・カレンダー
- など



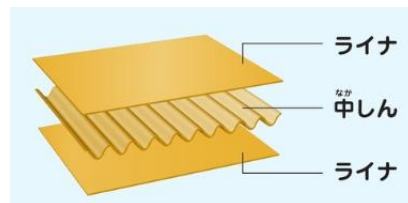
⑤紙パック



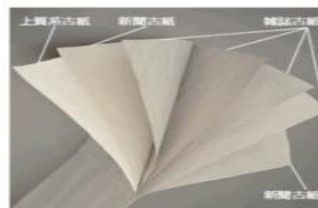
古紙から再生される主な製品



段ボール



紙器用板紙



動画視聴



https://youtu.be/AtZloH-_Hpo



4. 雑がみと禁忌品（製紙原料に向かないもの）

「雑がみ」とは

新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック以外のリサイクル可能な紙

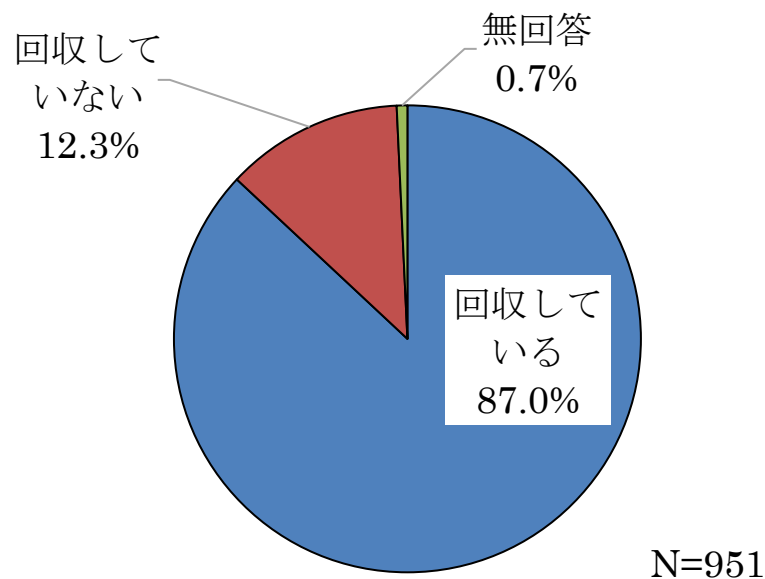
主な雑がみの例



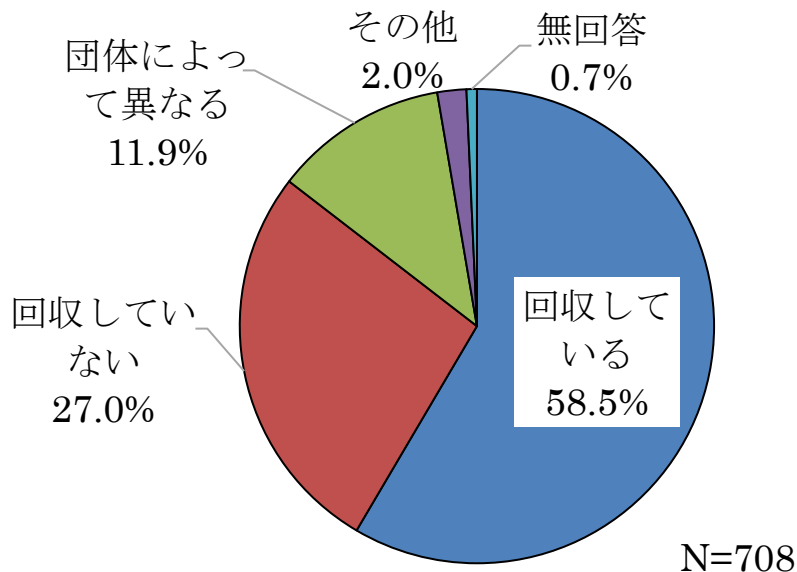
4. 雑がみと禁忌品（製紙原料に向かないもの）

地方自治体紙リサイクル施策調査結果

質問：行政回収にて雑がみの
回収を行っていますか。
※行政回収にて古紙を回収していると回答した自治体（951件）対象



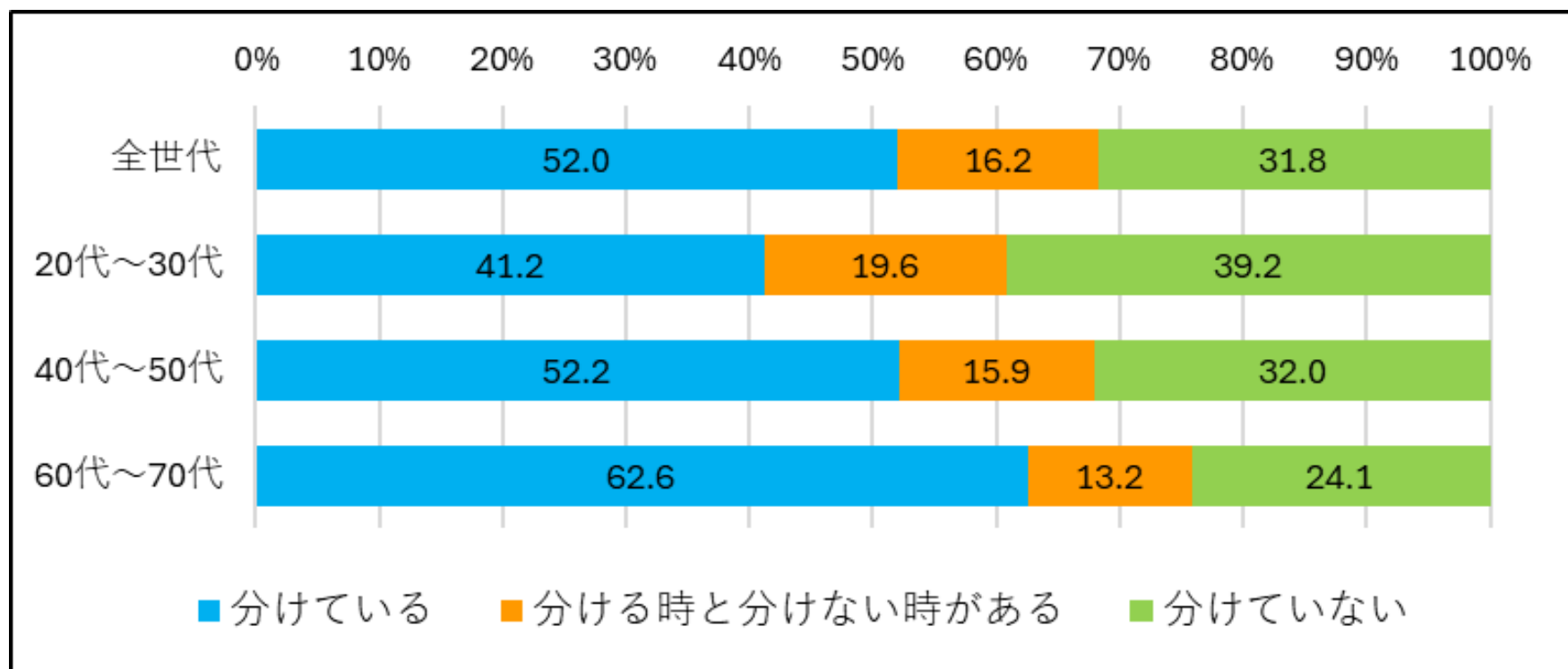
質問：集団回収にて雑がみの
回収を行っていますか。
※集団回収にて古紙を回収していると回答した自治体（708件）対象



4. 雑がみと禁忌品（製紙原料に向かないもの）

消費者オンラインアンケート調査結果

質問：あなたは「雑がみ」を可燃ごみにせず、資源として分けていますか。



※古紙再生促進センター調べ（調査時期：2024年9月、回答者数：1042名）

「禁忌品（きんきひん）」とは、製紙原料に適さないもの。

【禁忌品A類】

製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害を生ずるもの

※古紙への混入許容割合は0%

【禁忌品B類】

製紙原料に混入することは好ましくないもの

※古紙への混入許容割合は、新聞古紙・段ボール古紙へは0.3%、雑誌古紙・雑がみへは0.5%。

4. 雑がみと禁忌品（製紙原料に向かないもの）

製紙原料に適さない紙類！ 古紙を出す際には注意してください

A 類：古紙に混入することで重大な障害を生ずるもの

カバンや靴などの胎物



(カバンの緩衝材)

昇華転写紙



(アイロンプリント紙)

感熱性発泡紙
(立体コピー紙)



(点字印刷物)

臭いのついた紙



(石鹸や柔軟剤の包装箱)

食品残渣のついた紙



(ピザ、ケーキなどの食品を直接包装した容器)



ろう(蠟)蝋 (ワックス付綴ボール)



(輸入青果物・水産加工品を入れる段ボール箱)



不織布



(マスク、簡易お手拭、包装紙など)

使い捨ておむつなど



(紙おむつ、生理用品、ベッド用トイレシート)

合成紙
ストーンペーパー



(地図、選挙ポスター)

石、ガラス、土砂、
金属(工具、機械部品を含む)
木片、布類、プラスチック類



B 類：古紙に混入することは好ましくないもの

箔押しされた紙



(金銀の折り紙など)

塗材に使用される紙



(壁紙、防水シートなど)

圧着はがき



(公共料金の請求書)

シール、粘着テープ



(雑誌付録など)

複合材



(通販用緩衝封筒など)

カーボン紙
ノーカーボン紙



(宅配便の伝票など)

感熱紙



(レシートなど)

印画紙



(写真)

新聞折込チラシ、雑誌、
カタログに付属したサンプル類



(サンプルが付いたままの新聞折込チラシ、雑誌)

ラミネート紙、樹脂・アル
ミコーティング紙



(酒パックなど)

硫酸紙
(パーチメント紙)



(タッキングシートなど)

着色した
果物類のクッション材



(色の濃いもの)

防水加工された紙



(紙コップ、紙皿、紙製のカップ類容器など)



B 類の「古紙に混入することは好ましくないもの」の中には、製紙原料などとして利用できるようになってきているものがありますので、地域の古紙問屋又は古紙回収業者にご確認ください。

(問合せ先)
公益財団法人 古紙再生促進センター
〒104-0042
東京都中央区入船 3 丁目 10 番 9 号
TEL: 03-3537-6822(代)



4. 雑がみと禁忌品（製紙原料に向かないもの）

古紙は分別ルールを守って出してください

● 自治体の古紙分別ルールに従ってください。

家庭から出る古紙は、一般的に新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・雑がみに分けて出します。

地域によって分け方が異なりますので、必ずお住まいの自治体の分別ルールを確認してください。



○ 新聞

新聞には新聞折込チラシを入れたままでよい場合が一般的です。

サンプルが付いた新聞折込チラシが入ることがあります。サンプルは必ず取り外すようにしてください。また、汚れた新聞は入れないでください。

○ 雑誌

雑誌は「綴じられたもの」で、雑誌、書録及び返本・残本印刷冊子を含む、取扱説明書、小冊子・パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたものになります。

雑誌付録は取り外すようにしてください。

○ 段ボール

宅配便の伝票などは個人情報を守ることにともないますので取り外すようにしてください。

段ボール箱は中身を出して、折りたたんでください。

輸入資材物や水産加工品を入れる段ボール箱にはワックスが塗られた段ボール（ろう（蝋）段）がありますので、段ボールに混ぜないで可燃物に出してください。

○ 飲料用紙パック

○ 雑がみ

雑がみは新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の段込チラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱（お菓子やおもちゃの箱）などの紙類になります。

カバンや靴などの詰物（緩衝材）、昇華転写紙（アイロンプリント紙）、感熱性発泡紙（立体コピー紙）、食品や臭いが付着しているもの、金紙・銀紙が使用されているもの、レシート、シール、プラスチックとの複合素材の製品は、雑がみに混ぜないで可燃物に出してください。

古紙を出す際には注意してください

禁忌品名称	類	製紙原料に適さない理由	注意点、使用例など
A 類：古紙に混入することで重大な障害を生ずるもの			
不織布	A	・樹脂繊維でできているものが多く、製紙原料にはなりません。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。	・マスク、簡易お手拭、フローリングワイパー、コーヒーフィルター、水切り袋、ティーバッグ、キッチンペーパー、包装紙等があります。
使い捨ておむつ 生理用品 ペット用トイレシート	A	・紙おむつには吸収性ポリマーなど紙ではない成分が含まれています。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。	・紙袋に入ったまま古紙に出されることがあります。
合成紙 ストーンペーパー	A	・合成樹脂が主原料であり水に溶解しないため、製紙工場の機械故障を引き起こします。	・屋外で使用する選挙ポスターや地図に使用されています。
石膏 ガラス 金属 土砂 木片 布類 プラスチック類	A	・製紙工場の機械故障を引き起こします。	・雑誌付録のCD、DVDが外されていない、食器などが包装箱に入ったまま古紙に出されることがあります。

禁忌品名称	類	製紙原料に適さない理由	注意点、使用例など
A 類：古紙に混入することで重大な障害を生ずるもの			
カバンや靴などの詰物 (使用済み昇華転写紙)	A	・古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。	・詰物(緩衝材)は使用済み昇華転写紙かどうか見た目では判断が難しいため、すべて可燃物に出してください。
昇華転写紙 (アイロンプリント紙) (転写紙)	A	・古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。	・裁縫用の型紙などに使われています。見分ける方は字や絵柄が逆になっています。
感熱性発泡紙 (立体コピー紙)	A	・古紙処理工程で取り除けず、製品の表面に凹凸が発生します。	・主に点字印刷物(図や表)に使われ、点字罫子に挟み込まれていることがあります。感熱性発泡紙かどうか判断できない時には、可燃物に出してください。
臭いのついた紙	A	・古紙処理工程で完全に脱臭することができず、製品に臭いが残ってしまいます。	・花柄の箱、緑色の箱、香料の箱、芳香紙、右側包装紙などがあげられます。
食品残渣のついた紙	A	・食品で汚れており、腐敗・臭気などの衛生上の問題があります。	・ピザやケーキの包装箱に食品が付いたもの、ハンバーガーなどを包んだ紙などがあげられます。
汚れた紙	A	・衛生上の問題があります。	・油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙などがあげられます。
ろう(蝋)段 (ワックス付段ボール)	A	・ろう(蝋)、ワックスが塗られた段ボールで、古紙処理工程で取り除けず、新しい段ボールに油染みが出てしまいます。	・輸入資材物や水産加工品を入れる段ボール箱に使われています。
B 類：古紙に混入することは好ましくないもの			
新聞折込チラシ、雑誌、 カタログに付随したサ ンプル類	B	・製紙原料とならない異物です。	・ジャンパーや化粧品サンプルがあげられます。 ・サンプル類は取り外してください。
汚染された紙	B	・古紙処理工程で取り除けず、製品が金属反応を示してしまいます。	・金銀の折り紙などがあげられます。
建材に使用される紙	B	・製紙原料とならない異物が含まれています。	・壁紙、防水シート、石膏ボードなどがあげられます。
圧着はがき (複写はがき)	B	・のりが完全に取れず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	・公共料金の請求書、ダイレクトメールに使われています。
シール 粘着テープ	B	・のりが完全に取れず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	・一部の台紙はリサイクルができませんが、シールは剥がしてください。
ラミネート紙、樹脂・ アルミコーティング紙	B	・紙ではない成分が含まれ、取り除けなかった樹脂片が製品に付着し、印刷不良を引き起こします。	・アイスクリームのカップ、カップ麺のふた、お酒のパック、ガムの内側の包装紙などがあげられます。
カーボン紙 ノーカーボン紙	B	・特殊なインクを完全に取れず、斑点が製品に現れます。	・複写用紙、伝票類、宅配便の伝票などに使われています。
感熱紙	B	・特殊なインクを完全に取れず、染色して斑点が製品に現れます。	・レシート、ロール状のFAX用紙などがあげられます。
印刷紙	B	・古紙処理工程で溶解できず、製紙原料となります。	・写真、アルバム、インクジェット用写真用紙などがあげられます。
硫酸紙 (バーナメント紙)	B	・古紙処理工程で溶解できず、製紙原料となります。	・タックシート、中華まん・ケーキ類の底紙、裏紙などがあげられます。
染色紙* (判定基準A,Bを除く)	B	・染料で着色されており、水に色が付いたり、製品に色が付きます。	・色紙、色画用紙などがあげられます。 ※ 染色紙の製造メーカーは、染色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付けを行っていますので製造メーカーのホームページを参照してください。
果物類のタックション材	B	・染料で着色されており、水に色が付いたり、製品に色が付きます。	・色の濃い果物類のタックション材などがあげられます。
防水加工された紙	B	・古紙処理工程で溶解できず、製紙原料となります。	・紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺・ヨーグルト・アイスクリーム容器などがあげられます。
複合材	B	・古紙処理工程で溶解できず、製紙原料となります。	・内部にプラスチック膜の通気用緩衝筒、絵本型おもちゃなどがあげられます。